

重度心身障害者医療費助成の所得制限について

重度心身障害者医療費助成の受給資格には、所得制限があります。なお、所得制限の基準は、障害児福祉手当および特別障害者手当の基準 ※ に準拠しています。

1. 住民税の課税対象となる前年の所得額から、下記「控除額表」の控除額を引いた金額で判断します。

▼ 控除額表

控除区分	助成対象者（本人）	配偶者と扶養義務者
控除対象配偶者及び扶養親族が障がい者	270,000 円	270,000 円
控除対象配偶者及び扶養親族が特別障害者	400,000 円	400,000 円
所得者本人が障がい者	—	270,000 円
所得者本人が特別障害者	—	400,000 円
所得者本人が寡婦（寡夫）、勤労学生	270,000 円	270,000 円
所得者本人が特定の寡婦（寡婦のうち扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500 万円以下）	350,000 円	350,000 円
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除	所得税法の規定による控除額	所得税法の規定による控除額
肉用牛の売却による農業所得	税の免除を受けている場合は、当該免除に係る所得額	税の免除を受けている場合は、当該免除に係る所得額
社会保険料相当額	所得税法の規定による控除額	80,000 円

2. 1 で算出されたそれぞれ（助成対象者・配偶者・扶養義務者）の所得額（控除後）が下記「所得制限限度額表」の金額を超える場合、その年度（8 月から翌年の7 月まで）の受給資格は認定されません。

▼ 所得制限限度額表

扶養親族の数	助成対象者（本人）	配偶者と扶養義務者
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円
3 人	4,744,000 円	6,962,000 円
4 人	5,124,000 円	7,175,000 円
5 人	5,504,000 円	7,388,000 円
6 人以上	※1 人当たり加算額 380,000 円	※1 人当たり加算額 213,000 円
老人（配）扶養親族による加算額 10 万円／人 特定扶養親族による加算額 25 万円／人		老人扶養親族による加算額 6 万円／人 ※ただし、扶養親族が老人のみの場合、2 人目から1 人につき6 万円

※ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による。